

前橋クリエイティブシティ  
県庁～前橋駅 都市空間デザイン  
基本設計業務委託（案）

特記仕様書

群馬県

## 第1条（適用範囲）

この仕様書は、群馬県が実施する「前橋クリエイティブシティ 県庁～前橋駅 都市空間デザイン 基本設計業務委託」に適用する。

## 第2条（目的）

県庁から前橋駅間の延長1.5kmの道路空間と県庁前の県民広場について、自動運転レベル4に向けた取組が進行中であり、県内では新たなモビリティサービス

「GunMaaS」がスタートするなど、交通環境の変化に対応した、公共交通と人中心のウォークアブルな道路空間に変貌させ、賑わいとふれあいを創出し、将来に向けて住民や訪問者が夢や希望を抱き続けることができる、群馬県らしい独自の価値を創造する空間デザインを国際デザインコンペにて策定した。

本業務は、この策定した空間デザインに基づき、道路空間、公共交通拠点形状、道路施設配置、構造設計等の基本設計を行うものである。

## 第3条（業務スケジュール（予定））

R7.3月 前橋クリエイティブシティ 県庁～前橋駅都市空間デザイン決定（国際コンペ）



R7.4～5月 基本設計業務契約手続き



R7.6月 基本設計業務着手



R8.2月 基本設計業務完了

## 第4条（業務内容）

### （1）計画準備

業務を遂行するにあたって、業務の目的及び内容を把握し、状況の把握及び関連資料を収集し、業務計画書の作成を行う。

業務計画書には、業務概要、実施方針、業務の詳細な内容、業務工程、業務組織計画、打合せ計画等を記載したものとする。

### （2）現地踏査

県庁～前橋駅間の延長1.5kmの道路空間とその周辺（前橋市街地等）、県民広場における、現地の状況（道路形状、周辺の建築物、沿道状況、交通状況、広場の利活用状況等）を把握し、これを取りまとめる。

### (3) 道路空間の検討（県庁～前橋駅間の道路空間 L=1.5km）

地形図、現地踏査結果、文献、設計条件及び提案の空間デザインに基づき、概略の道路施設（創出空間含む）の配置計画及び構造設計、サイン計画（配置・内容）、動線計画（人・車）、道路管理者別（国道、県道、市道）の平面図作成、各々3断面の計9断面の幅員構成、周辺や沿道の建築物を含めた街並み等を検討する。

なお、断面位置は道路区間内の主要な位置とし、受注者にて検討を行い、発注者と協議を行い決定すること。

### (4) 県民広場の検討

提案の空間デザインに基づき、県庁前の県民広場において、公共交通の結節点・誰もが集い、集いたくなるような賑わいある空間の創出等を考慮した広場とするための拠点形状を検討する。

施設の配置計画、各種構造設計、サイン計画（配置、内容）、動線計画（人・車）、効果的且つ効率的な広場の利活用計画、植栽計画、照明計画、電気機械設備計画、周辺環境に配慮した材料の選定（広場施設、舗装材等）を実施すること。

### (5) 交通シミュレーション

提案の空間デザインに基づき、本町二丁目五差路交差点部における交通シミュレーションを実施する。

#### (I) 空間デザインに基づく将来シミュレーションモデルの構築

発注者から貸与される現況再現シミュレーションモデルを基に、本町二丁目五差路交差点部において、新たにできる四差路交差点及び既存の交差点における提案の空間デザインを反映した将来シミュレーションモデルを構築する。

なお、現況再現シミュレーションモデルは、PTV Vision VISSIMにより作成している。

#### (II) 将来予測シミュレーション

発注者から貸与する将来交通量推計結果と、空間デザインに基づく将来シミュレーションモデルを基に、将来予測のシミュレーションを行う。

#### (III) 改善案シミュレーション

将来予測のシミュレーションモデルをもとに、混雑や交通安全上の課題などが発生する場合は、その要因を分析した上で、改善案を検討し、改善案のシミュレーションを実施することで、課題が改善されることを確認する。

改善案の詳細については、発注者と協議の上、決定するものとし、実行結果はグラフ、図等を用いて視覚的にわかりやすく整理する。

## (6) 交差点における交通処理の検討

### (I) 対象交差点

県庁前、本町一丁目、本町二丁目五差路、前橋駅前交差点の計4箇所

### (II) 業務内容

提案の空間デザインに基づき、各交差点内における自動車、歩行者、自転車の動線を考慮した安全なレーン配置や構造物配置、一般車両等の誤進入対策などの安全かつ円滑な具体的な交通処理対策を検討する。

## (7) 地元説明会用資料の作成、ワークショップの開催

地元及び関係者と合意形成するための説明用資料の作成、ワークショップの開催運営を行う。地元への説明は5回、ワークショップは3回の実施を想定すること。

## (8) 空間デザインの再検討

上記(2)～(7)の結果を踏まえ、国際デザインコンペで提案した空間デザインを実現性の高いデザインとするための再検討を行う。なお、上記(7)にあたっては、適宜デザインの検討を行い、円滑な地元及び関係者合意形成に寄与すること。

## (9) 実現可能性の検証

上記(8)で再検討した空間デザインの実現可能性(細街路を含む面的な交通処理、概算工事費の算出、段階的な整備プログラム作成等)の検証を行う。

## (10) 基本設計図、パースやCGの作成

基本設計図として、空間デザイン図、平面図(道路管理者別、県民広場)、幅員構成図(道路管理者別各々3断面づつ)、各種主要な構造図等を作成する。また、空間デザイン図に基づき、イメージパース(道路空間として国道、県道、市道の3カット、本町二丁目五差路交差点を1カット、県民広場を1カットの計5カット以上)や全体のCG等を作成する。

## (11) 動画の製作

現在のメインストリートや前橋市の中心市街地の現状などを踏まえながら、提案の空間デザインを実現することで、メインストリートや前橋市中心市街地に賑わいやふれあいなどを創出し、群馬県や前橋市が活性化する等を視覚的に表現する地元説明用動画を制作する。

## (12) 関係機関協議用資料作成

検討過程において、関係機関(国交省、前橋市、交通管理者等)と協議を行う必要があることから、その協議用資料を作成する。回数は、計5回を想定している。

### (13) 報告書の作成

本業務の成果を取りまとめ、報告書の作成を行う。なお、報告書は日本語で作成すること。

### (14) 打合せ協議

業務着手時、中間5回、納品時の計7回の打合せ協議を行う予定だが、業務の進捗に合わせ、別途打合せが必要な場合は、監督員と協議を行うこと。

なお、打合せは原則日本語で行うこととする。また、Webでも開催も可とする。

## 第5条（成果品）

本業務の成果品は、次のとおりとする。

- ・ 報告書（A4版・A3図面折り込み可）2部
- ・ 電子データ（CD-R 又は DVD）1式

ウイルスチェック済みのもので、使用ソフト等を明記した電子データを作成する。

- ・ その他

その他監督員と協議し、必要になったもの。

## 第6条（その他）

- (1) 本業務で使用する言語は日本語とする。なお、通訳などが必要な場合は、受注者の負担において準備すること。
- (2) 本業務で作成する資料や報告書等は受注者の負担において、全て日本語で作成すること。
- (3) 現地調査を実施する場合は、近隣居住者、周辺道路の通行者等に迷惑行為や不快感を与えないよう十分に留意すること。また、県で発行する身分証明書を常に携帯すること。
- (4) 県が所有する本業務に必要な資料について、受託者へ貸与する。
- (5) 監督員との打合せ等により、この仕様書に定める業務以外の業務が必要となった場合は、監督員の指示に従い業務を行うこと。

## 第7条（遵守事項）

本業務の遂行にあたっては、本仕様書によるほか、本仕様書に明記なき事項、疑義等の生じた場合には、その都度、発注者と協議するものとする。

なお、本業務の実施にあたり、知り得た情報等の取り扱いには十分注意し、発注者の許可無くして他に引用、公表、第三者に漏らすなどしてはならない。